

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年6月27日認可した。

平成25年7月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市下笠居土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）生島北地区
”	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）生島南地区
舟岡池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）神宮寺地区